



SMTB年金ニュース

(平成26年7月23日)



三井住友信託銀行 年金信託部

【確定給付企業年金】

企業型確定拠出年金（DC）の拠出限度額引上げに伴う 確定給付企業年金（DB）の規約変更について（2）

[平成26年6月19日付SMTB年金ニュース](#)でご案内した、企業型確定拠出年金の拠出限度額引上げに伴うDB規約変更に関し、追加で以下の内容を確認いたしましたので、ご案内します。

○規約の変更方法について

DC制度の拠出限度額を上回る部分をDBの給付額とする給付設計においては、今回の拠出限度額の変更に伴う手続きは、以下の通りとなる。

1. 規約又は退職金規程等に拠出限度額の金額そのものを規定しており、当該額を上げるパターン

(25,500円→27,500円)

⇒規約変更が必要で、当該変更は給付減額に該当。

2. 規約又は退職金規程等に拠出限度額の金額そのものを規定していたが、DC法施行令を引用するよう変更するパターン

(25,500円→「確定拠出年金法施行令（平成13年政令第248号）第11条の拠出限度額」)

⇒規約変更が必要で、当該変更は給付減額に該当。なお、将来的にDC法施行令の変更に伴い給付額が減少する可能性があることを説明し、同意を得ることが必要。

※平成22年1月1日付の拠出限度額の変更の際の指導においては、2.の対応方法は不可とされておりましたが、今回の規約変更においては可能とされております。

※なお、既に規約又は退職金規程等にDC法施行令を引用している場合においては、規約変更手続き不要（給付減額手続きも不要）となります。

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。 [担当部署] 三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 [電話番号] 03-6256-3824

○規約変更手続きスケジュールについて

当該内容に関する規約変更については、柔軟な対応を認める旨、厚生労働省から厚生局へ連絡されることを確認しており、通常の申請期限（7月末）以降も認められる模様です。

規約変更を予定される場合は、事前に厚生局へ連絡し、申請スケジュールについて相談の上、進めていただきますようお願いいたします。

以上